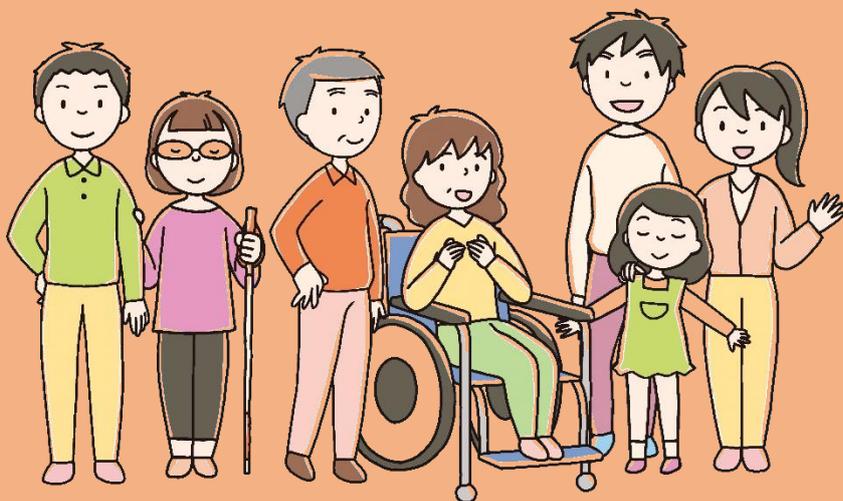


第7期竜王町障がい福祉計画

および

第3期竜王町障がい児福祉計画



令和6年3月 竜王町

はじめに

本町では、「ともに支え合い、安心して暮らせる、自立と共生のまち 竜王」を障害福祉施策全般の基本理念として掲げ、障がいのある人にとって暮らしやすい地域づくりに取り組んでおります。

障害福祉施策におきましては、平成 28 年に「第 2 期竜王町障がい者計画」、令和 3 年に「第 6 期竜王町障がい福祉計画および第 2 期竜王町障がい児福祉計画」を策定し、各種福祉施策の推進、充実に努めているところです。

この間も私たちを取り巻く環境は、目まぐるしく変化しており、国では、障がいのある人が自ら望む地域で生活を送ることができるよう、生活と就労に対する支援の充実、相談体制の強化、障がいのある人の地域移行の促進、また、障がいのある児童のライフステージに応じた様々な支援など、多様化するニーズへのきめ細やかな対応や支援に取り組むよう、方向性を示されています。

こうした障害福祉分野の新たな動向や状況に対応するため、これまでの計画の基本理念を継承しつつ、新たに「第 7 期竜王町障がい福祉計画および第 3 期竜王町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「すべての住民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合い暮らすこと」「障がいのある人が自らの意思や決定に基づき、ケアを必要としながらも安心して自立した生活が実現できること」「障がいのある人が自らの能力を発揮し、自己実現ができること」を目指し、各種施策の推進や様々な課題に取り組んでいくこととしております。

今後は本計画に基づき、障がいのあるなしに関わらず、相互理解をもって支えあうことで、すべての人が自分らしく安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、住民の皆様、関係者の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たりまして、ご尽力いただきました竜王町障害福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました住民の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年（2024 年）3 月

竜王町長 西 田 秀 治



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と基本理念	1
第2章 計画について	4
1. 計画の法的根拠と位置づけ	4
2. 策定体制と計画期間等	6
第3章 障がい福祉を取り巻く状況	9
1. 統計からみる現状	9
2. 各種調査結果	14
3. 主な特性や課題について	25
第4章 成果目標と障害福祉サービス等の見込量	28
1. 成果目標（サービス提供体制の達成目標）	28
2. 活動指標（成果目標達成のために必要なサービス等の見込量）	37
第5章 サービスの円滑な提供のための取組	56
1. 相談支援ネットワークの推進	56
2. ケアマネジメントの仕組みづくり	56
3. サービスの質向上に向けた取組	57
4. 利用者の権利擁護	58
5. 障害福祉分野の人材の確保・育成	58
第6章 計画の推進と評価	59
1. 計画の推進と評価	59
資料編	61

■障害者の「害」の表記について

本計画書では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞等で「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と基本理念

(1) 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害者福祉施策においては、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成 23 年から平成 25 年にかけて、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の改正等が行われ、平成 26 年 1 月、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の同条約を批准することとなりました。その後も、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正および「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備等が進められてきました。

平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられています。

さらに令和 3 年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、活躍の機会を増やすことが目指されています。

また、全国の市町村版「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」については、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して定めるものとされています。

竜王町（以下「本町」という。）では、令和 3 年 3 月に「第 6 期竜王町障がい福祉計画および第 2 期竜王町障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定し、障害福祉施策に関するあり方を定め、総合的に推進してきました。

このたび、本計画が令和 5 年度に計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本町の障害者福祉施策の実施状況、本町の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第 7 期竜王町障がい福祉計画および第 3 期竜王町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■近年の障害者施策にかかわる主な関連法令、計画策定の動向

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設等への物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が追加
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援の推進
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に追加
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

(2) 計画の基本理念

本計画は、本町における障害福祉施策全般の方向性を定める「第2期竜王町障がい者計画」との整合を図る観点から、当該計画と同様の基本理念を掲げ、障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めていきます。



ともに支え合い、安心して暮らせる、

自立と共生のまち 竜王



- 本町は、「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念のもと、すべての住民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、暮らすことのできる「ともに支え合う共生のまち」を目指します。
- 本町は、地域の支え合いと公的な支援を効果的に組み合わせ、いつでもどこでも適切な支援を受けられる環境において、障がいのある人が自らの意思や決定に基づき、ケアを必要としながらも自立した生活が実現できる「安心して暮らせるまち」を目指します。
- 本町は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある人の活動や社会参加を制限する社会的な障壁をなくし、障がいのある人が自らの能力を発揮し、自己実現のできるまちを目指します。

第2章 計画について

1. 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法令の根拠

「第2期竜王町障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「第7期竜王町障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期竜王町障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本町における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

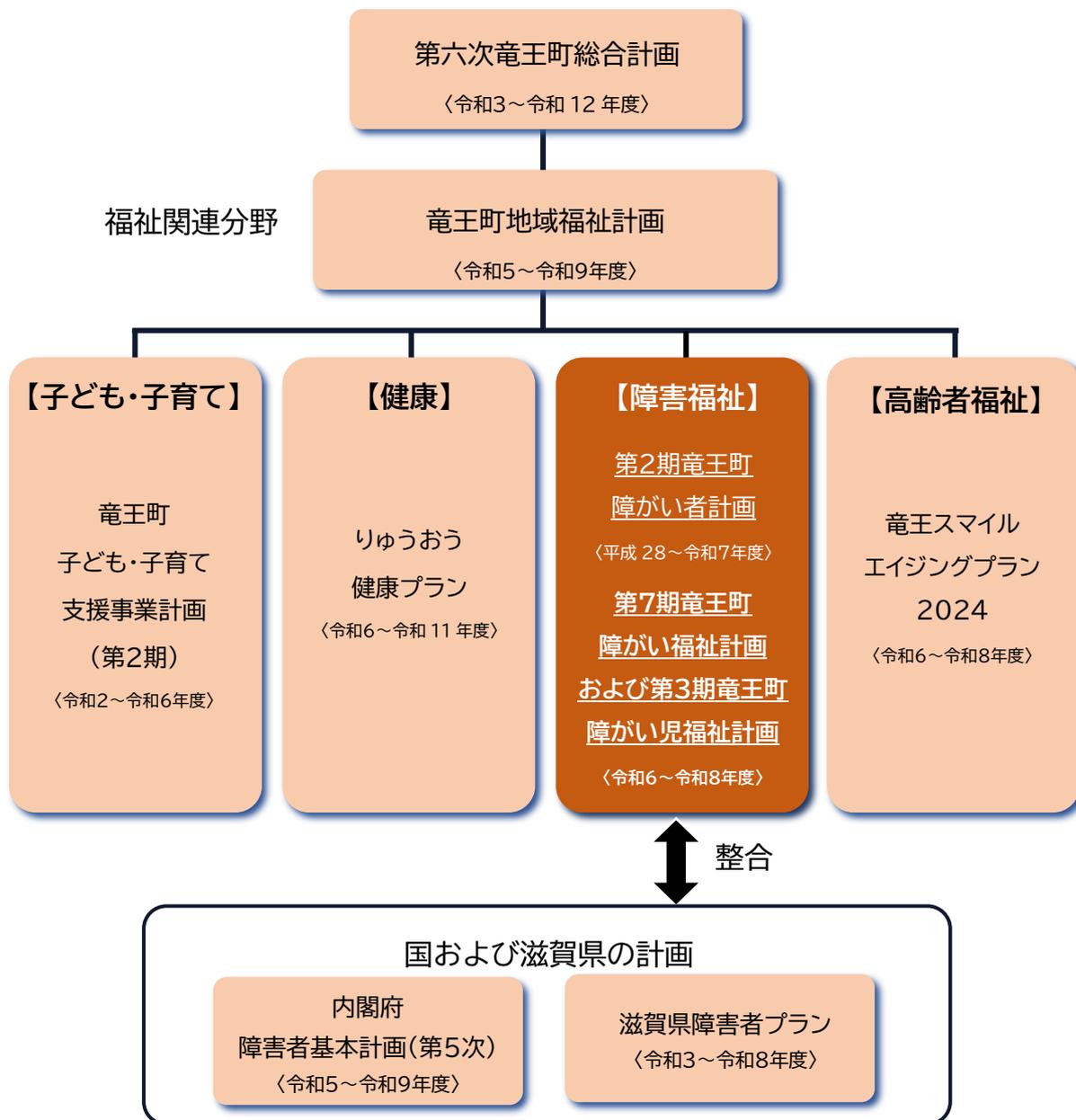
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、滋賀県の「滋賀県障害者プラン」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は、「第六次竜王町総合計画」を上位計画とし、「竜王町地域福祉計画」「竜王スマイルエイジングプラン 2024」「竜王町子ども・子育て支援事業計画」「りゅうおう健康プラン」の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとなります。

■他計画との関係図



2. 策定体制と計画期間等

(1) 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

①アンケート調査の実施

アンケート調査は以下の2種類の調査を実施しました。

	①当事者対象調査	②事業者対象調査
調査対象	○町内在住の障害者手帳所持者 ○町内在住の障がい児通所支援受給者証所持者	○竜王町民の利用実績のある障がい福祉等サービス提供事業者
抽出方法	無作為抽出	令和5年9月時点の事業者でメール送信等が可能な事業者
調査方法	郵送による配布・回収	メールによる配布・回収
回収状況	316/700件 (45.1%)	18/34件 (52.9%)

②策定委員会の実施

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、住民代表者等から成る「竜王町障害福祉計画策定委員会」を開催し、計画について審議しています。

③パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和6年2月5日(月)～令和6年2月14日(水)
意見提出数	0件(意見はありませんでした)

(2) 計画の対象

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条に定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている状態にあるものです（高次脳機能障害や難病患者を含む。）。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

	R 6年度 (2024年度)	R 7年度 (2025年度)	R 8年度 (2026年度)	R 9年度 (2027年度)	R 10年度 (2028年度)	R 11年度 (2029年度)
障がい 福祉計画	第7期 (本計画)			第8期		
障がい児 福祉計画	第3期 (本計画)			第4期		

(4) 計画推進にあたり踏まえるべき事項

◆ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン◆

すべての人が障がいの有無にかかわらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく包摂される社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障害者施策を推進していくことが求められています。

◆地域共生社会の実現◆

国は、平成 28 年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」等という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体等が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野等を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことを目指すものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが求められています。

◆「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現◆

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、平成 28 年から令和 12 年の 15 年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障害福祉に関する目標としては「不平等」(差別解消)や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障害者の雇用)等が挙げられています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組む必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 3 章 障がい福祉を取り巻く状況

1. 統計からみる現状

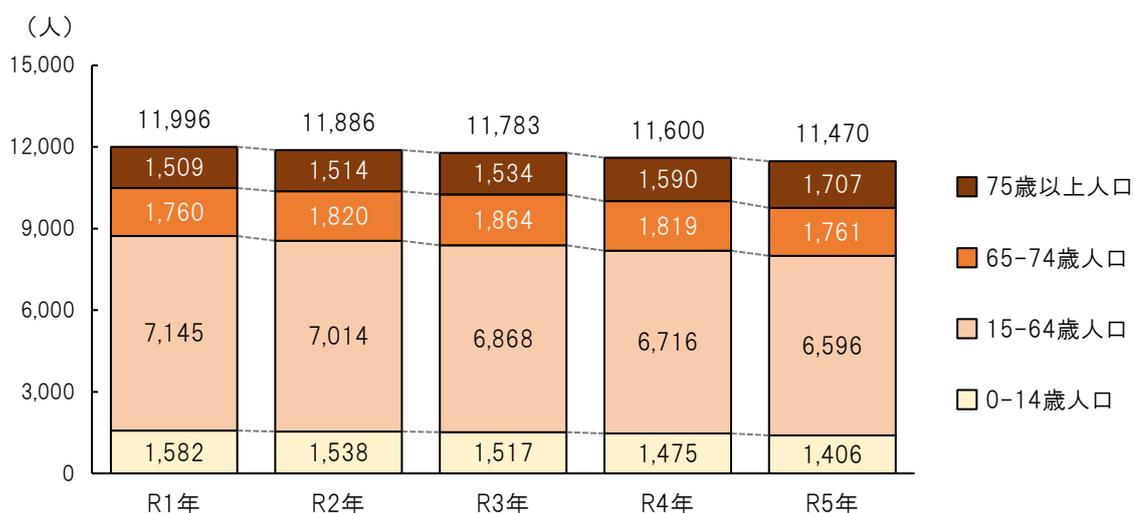
(1) 総人口

令和5年10月1日時点の本町の総人口は11,470人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は30.3%となっています。

総人口は減少傾向で推移しており、15歳未満人口および15-64歳人口が減少傾向で推移しているのに対し、65-74歳人口、75歳以上人口は増加傾向で推移しています。

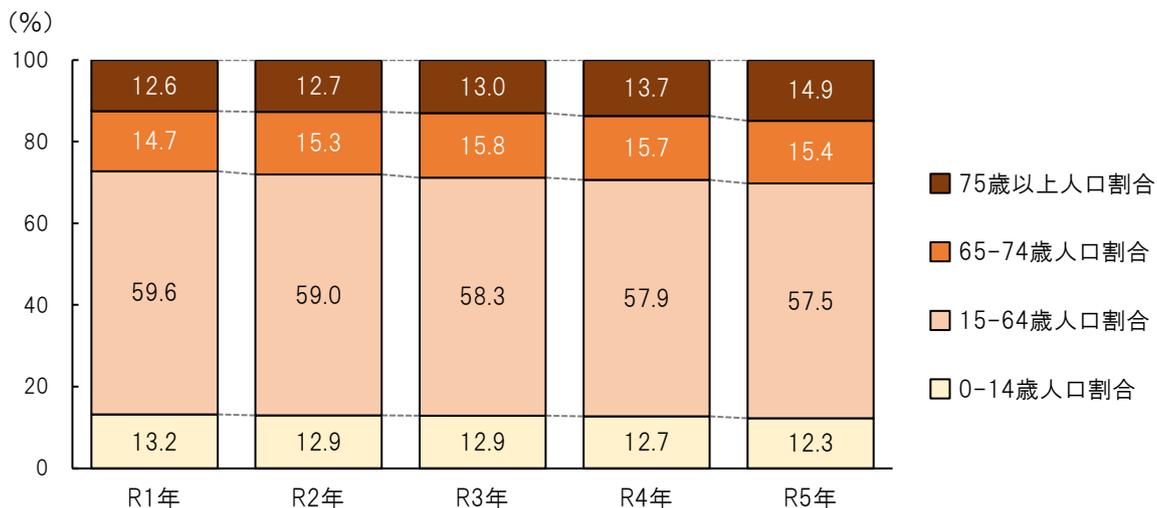
上記の傾向とあわせて、総人口に占める15歳未満人口割合および15-64歳人口割合は減少傾向、65-74歳人口割合、75歳以上人口割合は増加傾向で推移しています。

■年齢4区分別人口の推移



資料：竜王町住民基本台帳（各年10/1時点）

■年齢4区分別人口割合の推移



資料：竜王町住民基本台帳（各年10/1時点）

(2) 身体障害者手帳所持者数

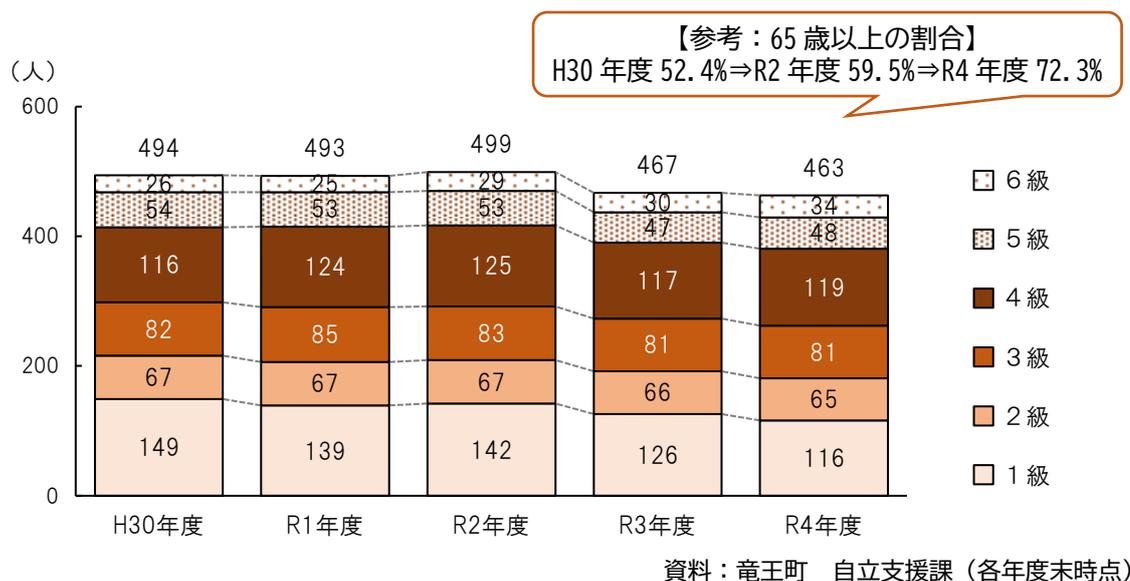
身体障害者手帳所持者数は、令和2年度以降では減少しており、令和4年3月末時点で463人となっています。

等級別で手帳所持者数をみると、令和3年度までは1級の人数が多くなっていましたが、令和4年度では4級が多くなっています。

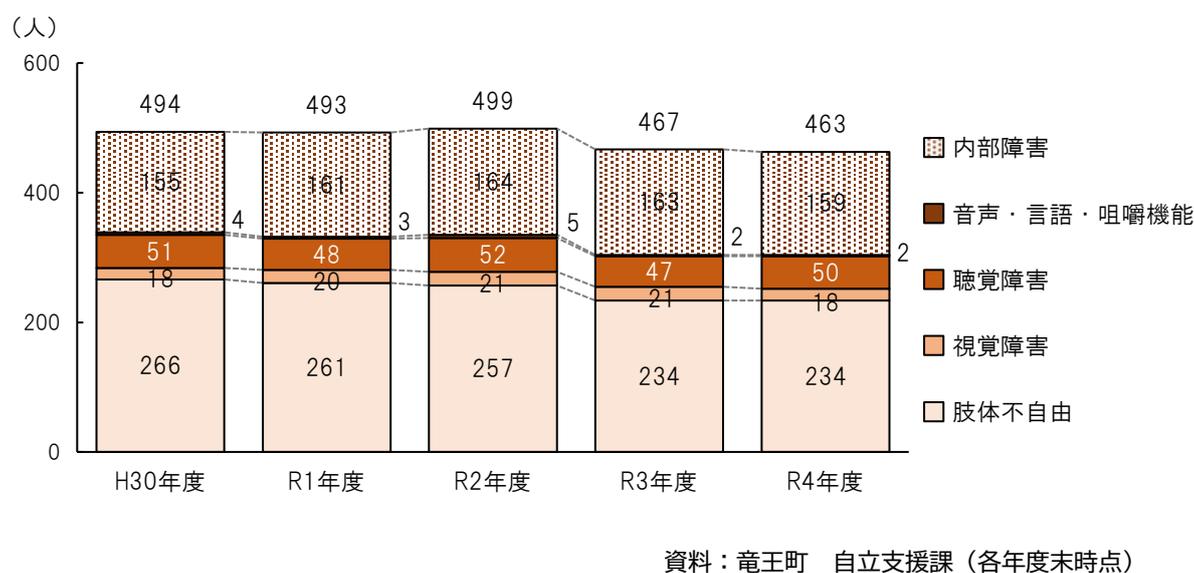
また、障害種別で手帳所持者数をみると、肢体不自由の人数が多くなっています。

なお、令和4年度では、身体障害者手帳所持者の72.3%が65歳以上となっています。

■等級別：身体障害者手帳所持者数の推移



■障害種別：身体障害者手帳所持者数の推移

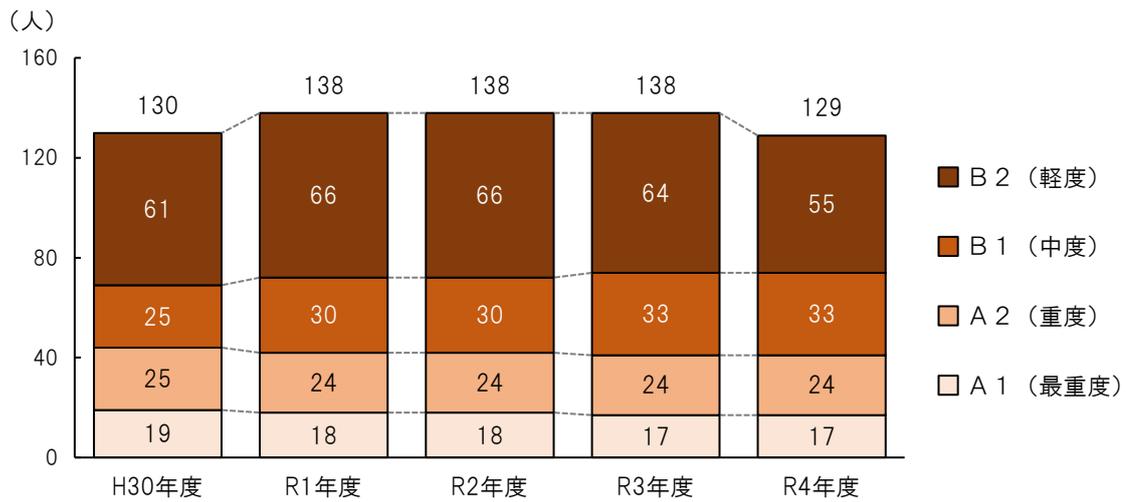


(3) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和3年度から令和4年度にかけては、やや減少しており、129人となっています。

判定別で手帳所持者数をみると、B2（軽度）の人数が多くなっています。

■判定別：療育手帳所持者数の推移



資料：竜王町 自立支援課（各年度末時点）

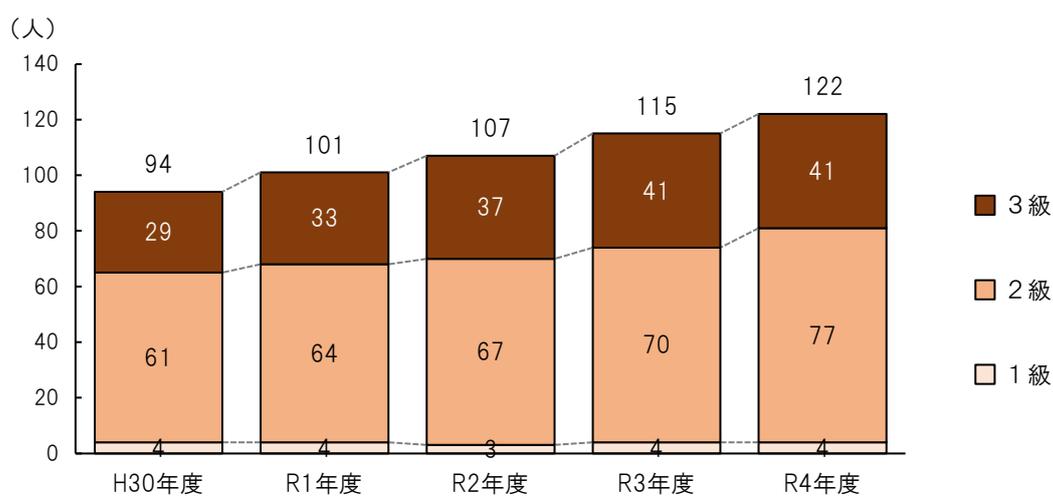
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年3月末時点で122人となっています。

等級別で手帳所持者数をみると、2級の人数が多くなっています。

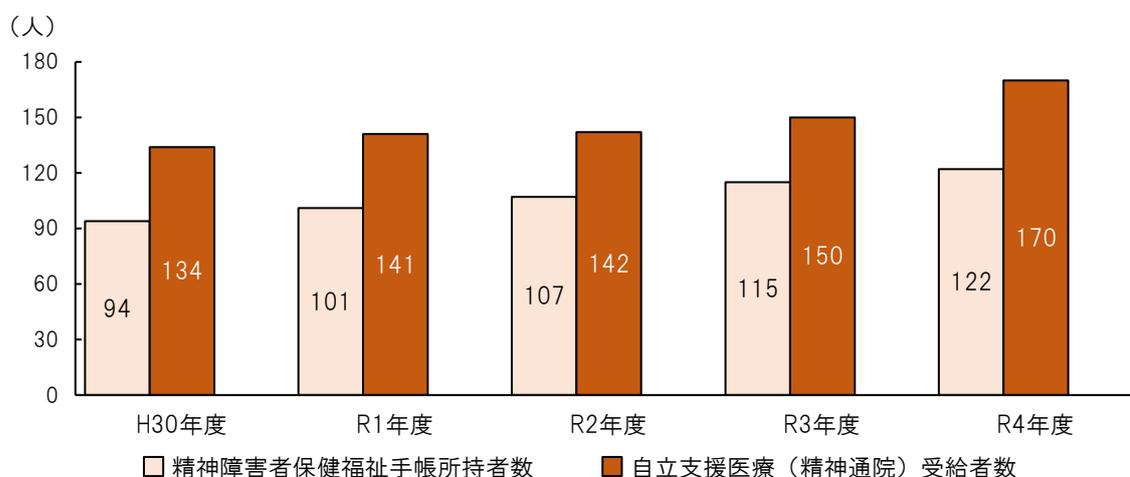
また、自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、こちらも増加傾向で推移しています。

■等級別：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：竜王町 自立支援課（各年度末時点）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

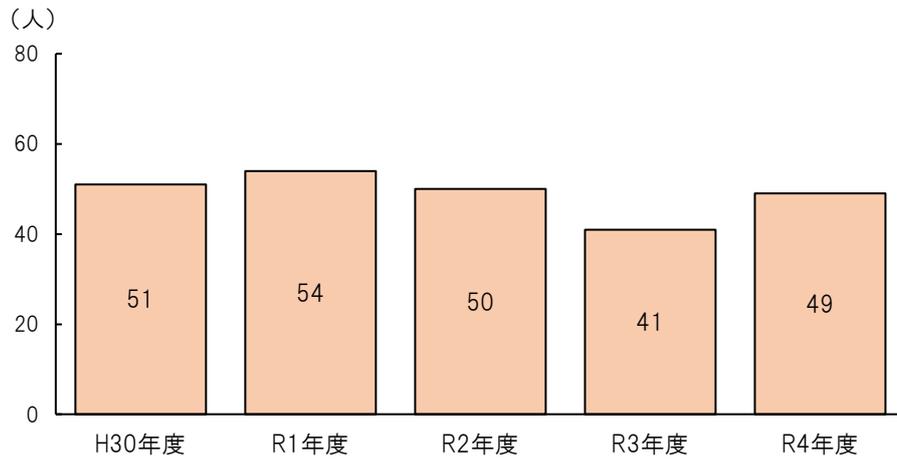


資料：竜王町 自立支援課（各年度末時点）

(5) 障がいのある児童

障害児通所支援受給者証所持者数は、令和元年度以降は減少していましたが、令和4年には増加に転じており、3月末時点で49人となっています。

■障害児通所支援受給者証所持者数の推移

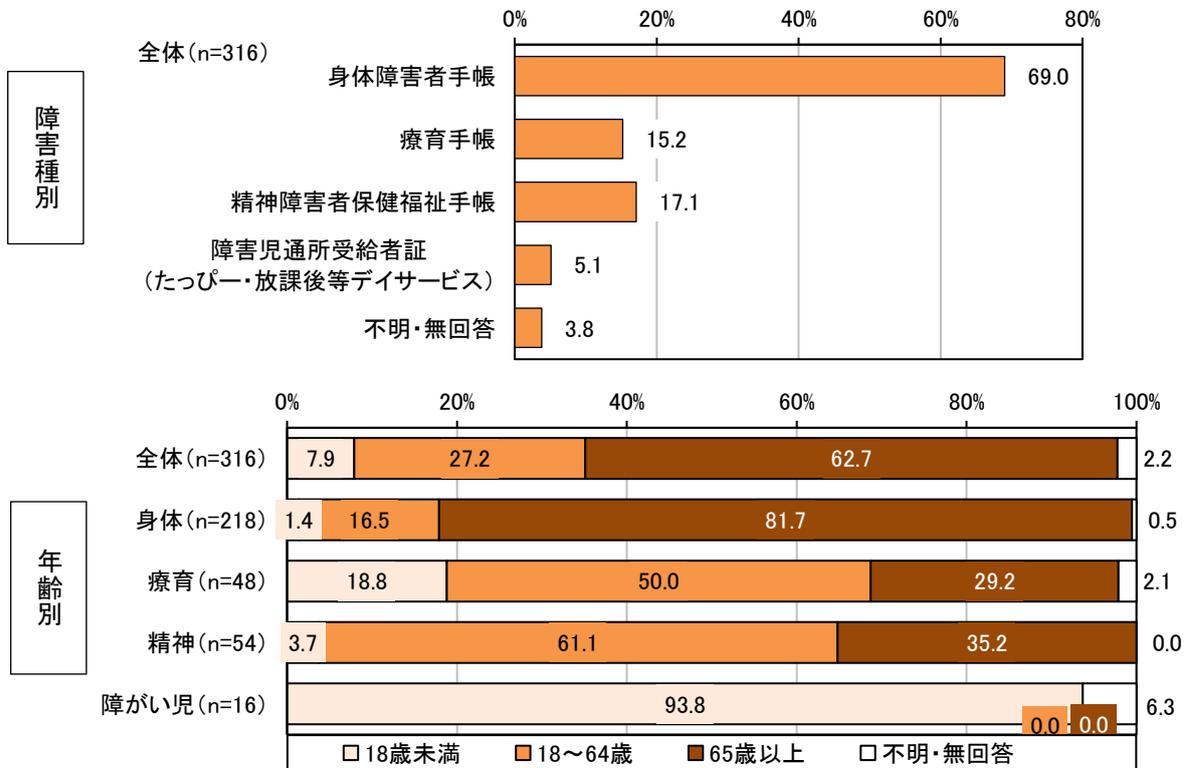


資料：竜王町 自立支援課（各年度末時点）

2. 各種調査結果

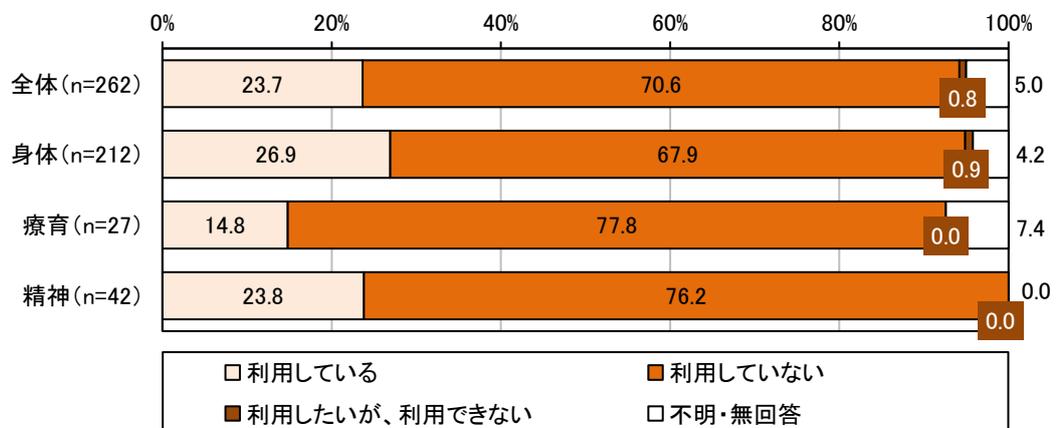
(1) 当事者対象調査の結果について

①回答者、本人について【単数回答】



- ◆調査対象（本人）は約6割が65歳以上となっている。
- ◆「身体障害者手帳」の等級は4級、「療育手帳」の判定はB2、「精神障害者保健福祉手帳」の等級は2級が最も多い。
⇒身体障害者手帳4級、療育手帳B2は前回調査時よりも増加しており、統計データによる現状数値と同様の傾向となっている。

②介護保険の利用について ※40歳以上の方 【単数回答】



- ◆障害種別でみると、[身体][精神]では「利用している」が2割を超えている。
⇒介護保険の利用数は[身体]が多いため、[療育][精神]等については、より一層障害福祉分野の支援を充実していくことも検討すべき視点となっている。

③現在の住まいの場と将来の暮らしへの希望について

■どこで生活していますか(一部表示)【単数回答】

	全体 (n=316)	身体 (n=218)	療育 (n=48)
持家〔一戸建・マンション等〕(両親など家族の家も含む)	87.0	91.7	79.2
民間の賃貸住宅、借家(サービス付高齢者向け住宅(桃の郷)、アパート、マンション等も含む)	1.3	0.9	2.1

	精神 (n=54)	障がい児 (n=16)
持家〔一戸建・マンション等〕(両親など家族の家も含む)	79.6	93.8
民間の賃貸住宅、借家(サービス付高齢者向け住宅(桃の郷)、アパート、マンション等も含む)	1.9	0.0

■将来、どのように暮らしたいですか【単数回答】

	全体 (n=316)	身体 (n=218)	療育 (n=48)	精神 (n=54)	障がい児 (n=16)
ひとりで暮らしたい	8.2	4.1	14.6	18.5	0.0
家族といっしょに暮らしたい	51.6	60.6	27.1	46.3	37.5
入所型の施設で暮らしたい	5.1	6.4	2.1	0.0	0.0
グループホーム(共同生活)で暮らしたい	4.1	2.8	18.8	1.9	0.0
グループホーム(アパート型住居)で暮らしたい	1.6	0.5	6.3	3.7	0.0
その他	0.9	0.9	2.1	1.9	0.0
わからない	21.5	17.9	25.0	16.7	62.5
不明・無回答	7.0	6.9	4.2	11.1	0.0

- ◆住まいの場として、一戸建てやマンション等の持家と回答した方が全体の約9割
- ◆将来の暮らしの希望については、家族と一緒に暮らしたいという意向が高い。
一方で、「療育」の場合、回答されたご家族の意向も含まれていると考えられるが、グループホームでの生活を希望する割合が、他の障がいと比べて高い。
⇒「療育」「精神」では、前回調査と比べ、「家族と一緒に暮らしたい」が10ポイント以上減少し、他の項目へのポイントが上昇している（療育は、一人で暮らしたい、施設入所、グループホーム・アパート型等に分散、精神は一人で暮らしたいが上昇）。

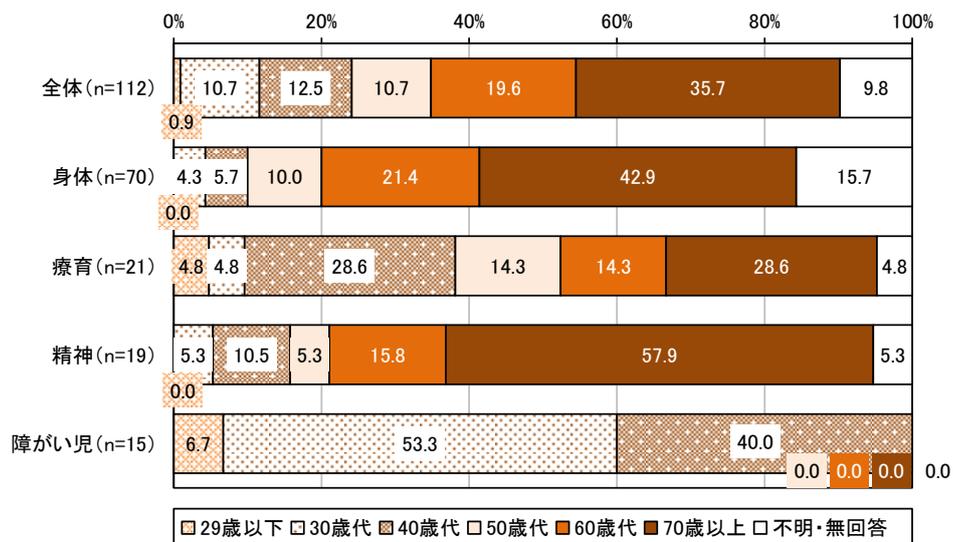
④介助者について

■主な介助者(※食事やトイレ等の行動に介助が必要な方)【単数回答】

	全体 (n=122)	身体 (n=74)	療育 (n=27)	精神 (n=20)	障がい児 (n=15)
父母	30.3	9.5	55.6	35.0	100.0
祖父母	4.1	1.4	7.4	0.0	20.0
配偶者(夫または妻)	36.1	51.4	7.4	40.0	0.0
きょうだい・その配偶者	12.3	10.8	18.5	30.0	13.3
子・子の配偶者	27.9	40.5	0.0	5.0	0.0
孫・孫の配偶者	1.6	1.4	0.0	0.0	0.0
親せき	2.5	2.7	3.7	0.0	0.0
ホームヘルパーや施設の職員	13.9	16.2	22.2	5.0	6.7
その他の人(ボランティア等)	2.5	2.7	3.7	0.0	0.0
不明・無回答	1.6	1.4	0.0	5.0	0.0

■主な介助者の年齢【単数回答】

(※「ホームヘルパーや施設の職員」「その他の人(ボランティア等)」以外を回答された方)



- ◆本人を介助する家族については、[身体] [精神] では配偶者、[療育] [障がい児] では「父母」の回答が最も多い。[精神] については「父母」も多くなっている。
- ◆介助者の年齢の内訳より、[身体] [精神] は、高齢の方により介助されているケースが他の手帳種類と比べて多くなっている。
⇒前回調査と比べ、介助者の年齢では「70歳以上」が16ポイント上昇しており、特に[精神]では30ポイント以上増加している。
- ◆介助者が抱える不安についても、[身体] [精神] が介助者自身の健康状態について、[療育] [精神] が将来への不安、[障がい児] は介助全般に不安があるという回答がそれぞれ最も多く、老々介護への懸念や、当事者の自立・地域移行、また、親亡き後への対応が、それぞれに持つ大きな不安としてうかがえる。

⑤通園・通学について

■現在、通園・通学等で通われているところ【単数回答】一部表示
 (※児童発達支援施設、幼稚園、保育園、学校等に通っている方)

	全体 (n=26)	身体 (n=5)	療育 (n=8)	精神 (n=2)	障がい児 (n=16)
こども園	23.1	20.0	25.0	0.0	25.0
保育園(所)	26.9	0.0	0.0	0.0	37.5
児童発達支援施設	3.8	0.0	0.0	0.0	6.3
小学校(通常学級)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小学校(特別支援学級)	15.4	20.0	25.0	50.0	6.3
特別支援学校小学部	11.5	40.0	25.0	0.0	12.5
中学校(通常学級)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校(特別支援学級)	11.5	20.0	12.5	50.0	6.3
特別支援学校中学部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高等学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別支援学校高等部	3.8	0.0	12.5	0.0	0.0

■通園・通学で困っていること、不安なこと【複数回答】
 (※児童発達支援施設、幼稚園、保育園、学校等に通っている方)

	全体 (n=26)	身体 (n=5)	療育 (n=8)	精神 (n=2)	障がい児 (n=16)
通園・通学先が遠い	19.2	0.0	50.0	50.0	12.5
通園・通学の方法が不便	7.7	20.0	0.0	50.0	0.0
園内や校内の介助・支援が不十分	11.5	0.0	12.5	50.0	6.3
職員・教員の理解が不足	26.9	20.0	37.5	100.0	12.5
職員や教員の数が不足	11.5	0.0	12.5	50.0	6.3
トイレ等の設備が不十分	15.4	40.0	12.5	-	18.8
親の介助が必要	15.4	0.0	0.0	100.0	12.5
他の園児・児童・生徒との関係がうまくいかない	19.2	20.0	25.0	100.0	6.3
友達がいらない	7.7	0.0	12.5	50.0	0.0
他の園児・児童・生徒に迷惑をかけていないか不安	53.8	40.0	62.5	50.0	68.8
希望する学級に入れれない	3.8	0.0	12.5	0.0	0.0
その他	3.8	0.0	0.0	0.0	6.3
特に困ったこと・不安なことはない	11.5	0.0	0.0	0.0	6.3
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■卒園・卒業後について【複数回答】一部表示
 (※児童発達支援施設、幼稚園、保育園、学校等に通っている方)

	全体 (n=26)	身体 (n=5)	療育 (n=8)	精神 (n=2)	障がい児 (n=16)
普通学校へ進学したい	50.0	20.0	25.0	0.0	68.8
盲・ろう・養護学校等の特別支援学校へ進学したい	7.7	20.0	12.5	0.0	6.3

- ◆保育園(所)、特別支援学校小学部、中学校(特別支援学級)への回答が、前回調査時よりも全体では約7~15ポイント上昇している。
- ◆通園・通学するうえで、困っていること、不安なことは、「トイレ等の設備が不十分」が7.4ポイント、「他の園児・児童・生徒に迷惑をかけていないか不安」が21.8ポイント、それぞれ上昇している。
- ◆今後の進学については、[療育]で「普通学校へ進学したい」が前回調査時よりも13.9ポイント上昇している。
 ⇒※少数のため見方には注意が必要

⑥就労について

■現在の就労状況【単数回答】

(※幼稚園、保育園、学校等に通っていない方)

	全体 (n=274)	身体 (n=201)	療育 (n=39)	精神 (n=50)
自営業	4.7	6.0	0.0	0.0
内職、在宅勤務	1.1	0.0	2.6	4.0
会社員・職員(正社員)	6.6	5.5	12.8	8.0
パート、アルバイト、契約社員、日雇等 (非正規職員)	11.3	6.0	17.9	20.0
福祉的就労(就労支援事業所、作業所等)	7.7	3.0	35.9	16.0
その他	2.2	1.5	2.6	2.0
家事(手伝い含む)	8.4	10.0	2.6	6.0
仕事をしていない	37.2	42.8	10.3	30.0
不明・無回答	20.8	25.4	15.4	14.0

■現在、どのような仕事をしているか <一般就労> 【単数回答】上位のみ表示

(※家事・仕事をしていない方以外)

	全体 (n=92)	身体 (n=44)	療育 (n=28)	精神 (n=25)
製造業、技能工	26.8	18.4	50.0	41.2
一般事務	15.5	18.4	14.3	11.8
農業、林業、漁業	12.7	18.4	0.0	5.9
その他	12.7	7.9	14.3	11.8
専門的、技術的職業	7.0	7.9	7.1	5.9
販売、飲食店	5.6	7.9	-	5.9
クリーニング、清掃、その他サービス	5.6	5.3	7.1	-

■現在、どのような仕事をしているか <福祉的就労> 【単数回答】上位のみ表示

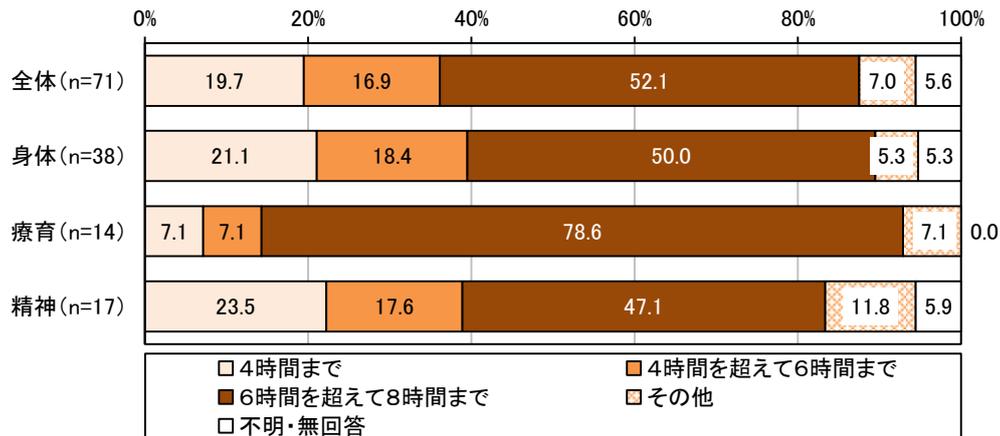
(※家事・仕事をしていない方以外)

	全体 (n=21)	身体 (n=6)	療育 (n=14)	精神 (n=8)
その他	28.6	16.7	35.7	12.5
製造業、技能工	23.8	33.3	14.3	25.0
販売、飲食店	4.8	-	7.1	-
クリーニング、清掃、その他サービス	4.8	-	0.0	12.5
専門的、技術的職業	4.8	-	-	12.5
農業、林業、漁業	-	-	-	-
土木、建築	-	-	-	-

- ◆福祉的就労は「療育」が最も多く 35.9%となっている。⇒前回調査と同傾向
 - ◆現在、どのような仕事をしているか、一般就労については、どの障がいでも「製造業・技能工」に勤務していると回答した割合が多くなっている。
⇒「身体」では一般事務に勤める割合が、前回調査時よりも 5.6 ポイント上昇している。
- 福祉的就労については、「療育」では「その他」が多く、「身体」「精神」では「製造業・技能工」が多くなっている。

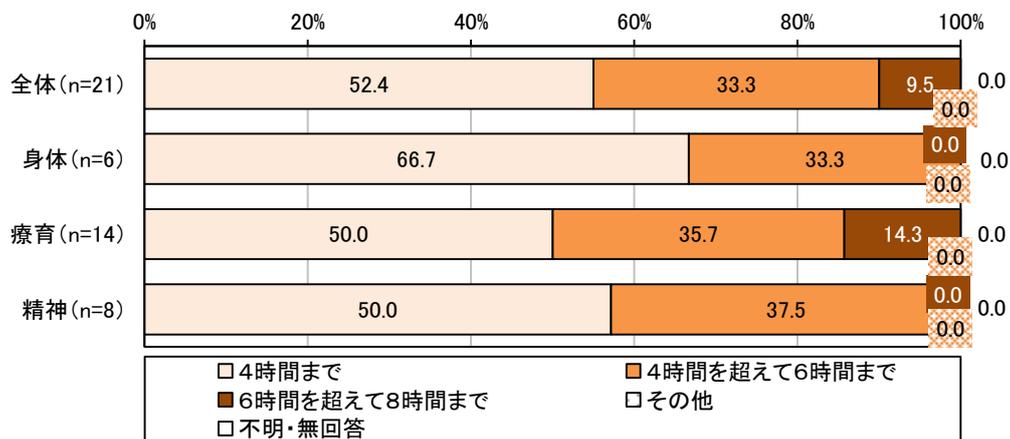
■1日の労働時間 <一般就労> 【単数回答】

(※家事・仕事をしていない方以外)



■1日の労働時間 <福祉的就労> 【単数回答】

(※家事・仕事をしていない方以外)



◆1日の労働時間については、全体で見ると「6時間を超えて8時間まで」が前回調査時よりも8.4ポイント上昇している。

一般就労では、「6時間を超えて8時間まで」がどの障害種別で見ても多くなっているが、福祉的就労では、「4時間まで」が多くなっている。

◆また、現在就労していると回答した方のうち、「(離職経験が) あった」という回答が約4割となっている。障害種別でみた場合、[身体][療育]で「あった」が6割以上となっていることから、職場定着が大きな課題となっていることがうかがえる。

⇒一般就労では「(離職経験が) あった」という回答が約3割で、福祉的就労では約5割となっている。いずれも[精神]の方の離職経験が多くなっている。

◆離職した理由として、「障がいに対する周囲の理解や配慮が得られなかった」「自身の能力に見合った仕事を与えられなかった」「周囲とのコミュニケーションがうまくとれなかった」「会社への通勤や仕事上の移動が大変だった」への回答が見られる。

⇒一般就労、福祉的就労ともに、「周囲とのコミュニケーションがうまくとれなかった」への意見が多くなっている。

⑦サービスについて

■現在利用しているサービス【単数回答】

	全体 (n=316)	身体 (n=218)	療育 (n=48)	精神 (n=54)	障がい児 (n=16)
① 自宅にヘルパーが訪問し、入浴や食事などの手助けを行うサービス	5.7	6.9	2.1	5.6	-
② 外出する際の同行など、移動の手助けを行うサービス	6.0	5.0	12.5	5.6	6.3
③ 施設などに入所し、常に日常生活の手助けを行うサービス	4.4	3.7	14.6	1.9	0.0
④ 自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービス	5.4	6.0	-	7.4	6.3
⑤ 作業所などに通い、働くに必要な知識や能力の訓練、働く機会の提供を行うサービス	6.6	3.7	25.0	14.8	0.0
⑥ 病院などでリハビリテーションや看護などを行うサービス	7.6	8.3	10.4	7.4	18.8
⑦ 介護をする人が病気などの際、一時的、短期的に施設に宿泊するサービス	3.8	5.0	4.2	1.9	0.0
⑧ グループホームなどで仲間といっしょに生活するサービス	4.4	3.7	10.4	7.4	0.0

■今後利用したいサービス【単数回答】

	全体 (n=316)	身体 (n=218)	療育 (n=48)	精神 (n=54)	障がい児 (n=16)
① 自宅にヘルパーが訪問し、入浴や食事などの手助けを行うサービス	26.9	29.4	25.0	27.8	18.8
② 外出する際の同行など、移動の手助けを行うサービス	31.6	31.2	41.7	37.0	25.0
③ 施設などに入所し、常に日常生活の手助けを行うサービス	25.6	26.1	35.4	27.8	6.3
④ 自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービス	25.0	24.3	25.0	33.3	31.3
⑤ 作業所などに通い、働くに必要な知識や能力の訓練、働く機会の提供を行うサービス	16.8	10.1	45.8	29.6	37.5
⑥ 病院などでリハビリテーションや看護などを行うサービス	29.7	32.6	31.3	33.3	18.8
⑦ 介護をする人が病気などの際、一時的、短期的に施設に宿泊するサービス	30.4	32.6	29.2	33.3	18.8
⑧ グループホームなどで仲間といっしょに生活するサービス	18.7	17.4	33.3	27.8	0.0

◆サービスの利用状況としては、
 [身体] [障がい児] はリハビリや看護、
 [療育] では就労系や施設入所、移動支援、
 [精神] では就労系サービスの利用が多くなっている。

◆サービスの利用希望としては、
 [身体] がリハビリや看護、短期入所、移動支援、
 [療育] では就労系サービス、移動支援、施設入所、グループホーム、短期入所、
 [精神] では移動支援、リハビリや看護、短期入所、
 [障がい児] では就労系サービスへのニーズが高い。
 地域移行や自立した生活を支えるためには、移動支援や就労系のサービスを充実させることが重要となっている。

⑧相談相手について

■福祉サービスの情報入手先【複数回答】※上位のみ表示

	全体 (n=316)	身体 (n=218)	療育 (n=48)	精神 (n=54)	障がい児 (n=16)
町の福祉担当課、町の広報紙	54.1	56.4	50.0	42.6	62.5
テレビ、新聞、ラジオ	25.0	28.4	16.7	25.9	6.3
家族や親せき、知人	18.7	19.3	20.8	20.4	6.3
利用している福祉サービス施設(事業所)や職員	18.0	14.2	31.3	14.8	81.3
インターネット、携帯電話	12.7	10.1	16.7	14.8	37.5
県の機関、リハビリテーションセンター	7.3	5.0	8.3	14.8	12.5
民生委員	6.3	8.7	6.3	3.7	0.0
障がい相談員	5.7	4.1	8.3	13.0	6.3
わからない	5.4	2.8	12.5	5.6	0.0

■困ったときの相談先【複数回答】※上位のみ表示

	全体 (n=316)	身体 (n=218)	療育 (n=48)	精神 (n=54)	障がい児 (n=16)
家族	73.1	73.4	64.6	68.5	93.8
かかりつけ医(お医者さん)	20.3	22.5	8.3	22.2	12.5
知人・友人	18.0	18.3	18.8	14.8	25.0
町の福祉・保健の担当者	13.3	14.2	16.7	7.4	6.3
親せきの人	10.4	11.9	6.3	5.6	18.8
利用している福祉サービス施設の職員	7.9	5.5	20.8	5.6	31.3
相談支援事業所の職員	6.0	4.1	12.5	11.1	18.8
地域の相談員、民生委員	5.7	5.5	4.2	7.4	0.0
職場の人	4.4	1.8	16.7	1.9	18.8
保育園(所)・こども園・学校の先生	3.5	0.5	0.0	1.9	50.0
社会福祉協議会の職員	2.2	2.3	2.1	5.6	0.0

- ◆福祉サービスの情報入手先については、どの障害種別をみても「町の福祉担当課、町の広報紙」が多くなっている。[障がい児]では、「利用している福祉サービス施設(事業所)や職員」も8割を超えて多くなっている。
[療育]については「わからない」という回答も一定数みられたため、今後より一層、情報が必要な方へ届くよう、充実していくことが求められる。
- ◆困ったときの相談相手については、どの障害種別をみても、それぞれ「家族」が最も多いが、「かかりつけ医(お医者さん)」の回答も多く、今後医療との連携についてもより充実させていく必要がある。

(2) サービス提供事業者調査の結果について

①提供しているサービス事業について【複数回答】

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%	No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	居宅介護	3	16.7	16.7	10	地域移行支援、地域定着支援	3	16.7	16.7
2	重度訪問介護	1	5.6	5.6	11	地域活動支援センター	1	5.6	5.6
3	同行援護	1	5.6	5.6	12	日中一時支援	1	5.6	5.6
4	行動援護	2	11.1	11.1	13	児童発達支援	1	5.6	5.6
5	生活介護	5	27.8	27.8	14	放課後等デイサービス	3	16.7	16.7
6	就労移行支援	4	22.2	22.2	15	その他	1	5.6	5.6
7	就労継続支援(B型)	7	38.9	38.9		不明・無回答	0	0.0	
8	共同生活援助	3	16.7	16.7		N (%ベース)	18	100	
9	サービス利用支援・障がい児支援利用援助	5	27.8	27.8					

◆就労継続支援（B型）が7件、生活介護、サービス利用支援・障がい児支援利用援助がそれぞれ5件で多くなっています。

②現在実施しているサービス事業の令和5年10月1日現在の定員・利用者数と、令和6年度～8年度までの定員変更や新たに実施するサービス等について【予定は単数回答、人数等は数量回答】

	問4	問5	問5		問4	問5	問5
	利用者数	定員変更	新規予定		利用者数	定員変更	新規予定
居宅介護 (52)	38	なし		共同生活援助 (22)	0	なし	
	9	廃止			22	なし	
	5	なし			サービス利用支援・障がい児支援利用援助 (70)	0	なし
重度訪問介護	0	廃止			10	なし	
同行援護	2	廃止			60	未定	
行動援護 (17)	2	未定			-	あり	
	15	なし		サービス利用支援	5	なし	
生活介護 (39)	1	なし		障がい児支援利用援助	3	なし	
	4	なし		地域移行支援、地域定着支援	0	なし	
	0	なし			0	未定	
	22	なし		地域活動支援センター	-	あり	
	12	なし		日中一時支援 (19)	5	なし	
就労移行支援 (2)	1	なし			10	なし	
	1	なし			9	なし	
就労継続支援(A型)	0	なし		児童発達支援 (5)	0	なし	
	3	なし			5	なし	
就労継続支援(B型) (85)	1	なし		放課後等デイサービス (72)	4	未定	
	18	なし			3	なし	
	0	なし			65	なし	
	0	なし					
	1	なし					
	30	なし					
	23	なし	※R7.4月に就労B16名				
	12	なし					

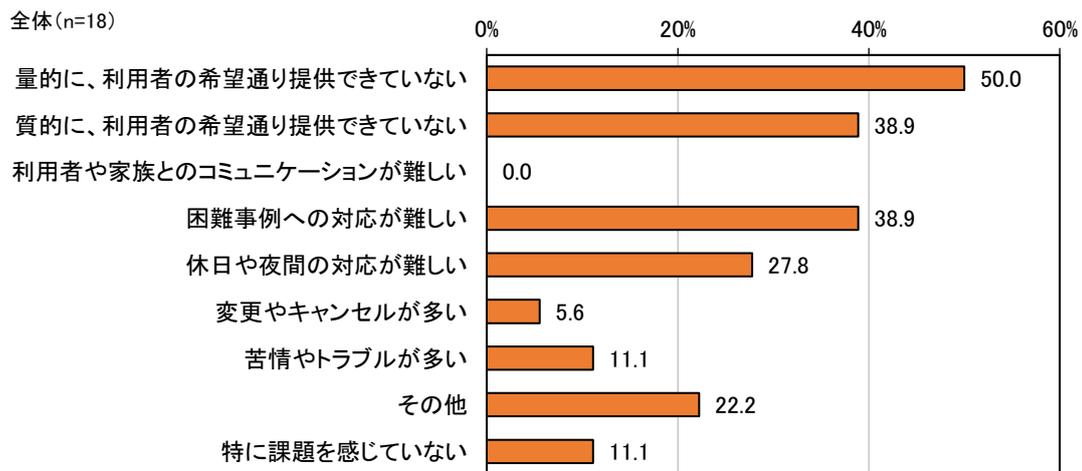
- ◆利用人数は就労継続支援（B型）が85人、放課後等デイサービスが72人、サービス利用支援・障がい児支援利用援助が70人と多くなっています。
- ◆令和6年度から令和8年度までの定員変更は、ほとんどの事業者が「なし（未定）」ですが、居宅介護、重度訪問介護、同行援護は廃止が各1件あります。
- ◆令和6年度から令和8年度までの期間に、新規のサービスを実施する予定は「就労継続支援（B型）／令和7年4月16名」が増える見込みです。

③竜王町で不足してるサービス事業と、その原因について【複数回答、自由記述】

問6		
	不足していると思うサービス (件数)	不足している原因 (※一部、実態や実感を含む表現あり)
居宅介護	2	・サービス事業所の休止等による減少、また対応数の限界に伴う減少（当法人は車両使用制限が主な原因） ・町内で事業展開する事業所が少ない
重度訪問介護	1	・入浴サービスを受け入れてくれる事業所が少ない
行動援護	3	・サービス事業所の休止等による減少、また対応数の限界に伴う減少（当法人は車両使用制限が主な原因） ・資源不足 ・現状では竜王町に限らず地域特性から移動に関する支援が必要だが、車両運行やヘルパー不足、報酬面から事業所が増えない。
生活介護	1	・竜王町に限らず圏域としての不足。特に生活介護事業所の不足が懸念される。
就労継続支援(B型)	2	・竜王町に限らず圏域としての不足。 ・頼める事業所が限られている。町内で事業展開する事業所が少ない。
共同生活援助	1	・竜王町に限らず圏域としての不足。
移動支援	1	・現状では竜王町に限らず地域特性から移動に関する支援が必要だが、車両運行やヘルパー不足、報酬面から事業所が増えない。
児童発達支援	2	・当該支給量の少なさ。面積、人口に対する需要と供給のアンバランス ・なり手が少ないこと、また、事業を起すための資金や環境がないことなどが原因
居宅介護訪問型児童発達支援	1	・当該支給量の少なさ。面積、人口に対する需要と供給のアンバランス
放課後等デイサービス	4	・竜王町に限らず圏域としての不足。 ・資源不足 ・町外の事業所をご利用されているため ・当該支給量の少なさ。面積、人口に対する需要と供給のアンバランス
その他	1	・近江八幡駅までの移動サービス（バスなど）。利用する方が少ない。

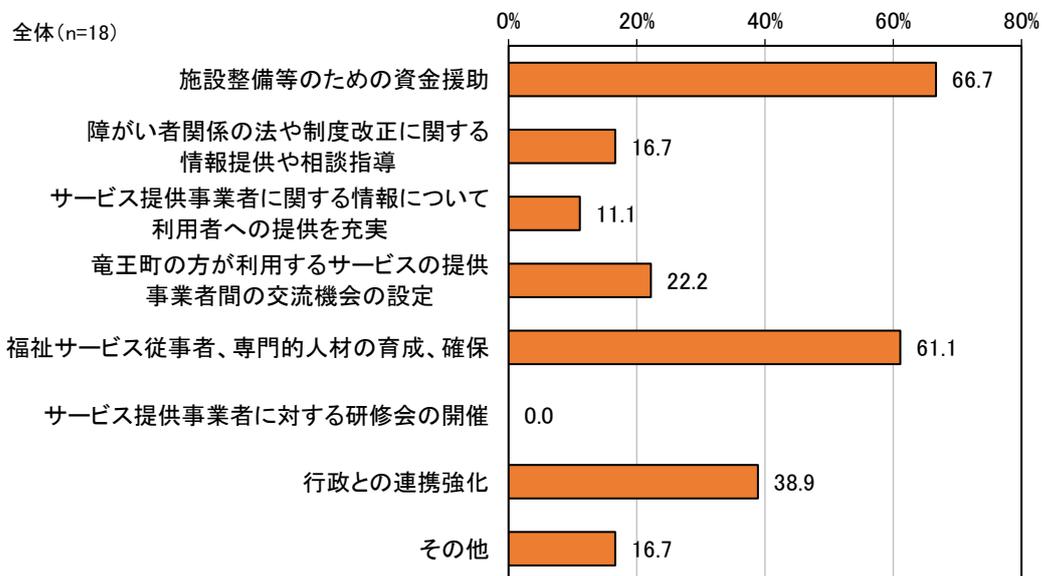
- ◆不足しているサービスについてみると、「放課後等デイサービス」が4件、「行動援護」が3件、「居宅介護」「就労継続支援(B型)」「児童発達支援」が2件、ほかサービスは1件ずつとなっています。
- また、行動援護では移動面の要因に対する意見があり、その他のサービスでは移動に関する意見が伺えることから、移動に対するサービスも必要なものとなっています。
- ◆不足している原因についてみると、「車両運行や人材不足、報酬面での不足、支給量の不足」等の要因で事業所が少ない、といった意見があがっていますが、これは本町のみならず、圏域全体でも不足している傾向であることが伺えます。

④ サービスを提供する上での課題について【複数回答】



◆ サービスを提供する上での課題についてみると、「量的に、利用者の希望通り提供できていない」が50.0%（9件）、「質的に、利用者の希望通り提供できていない」「困難事例への対応が難しい」がそれぞれ38.9%（7件）で多くなっています。

⑤ サービス事業向上のために今後必要な行政の支援について【複数回答】



◆ サービス事業向上のために今後必要な行政の支援についてみると、「施設整備等のための資金援助」が66.7%（12件）、「福祉サービス従事者、専門的人材の育成、確保」が61.1%（11件）で多くなっています。

3. 主な特性や課題について

(1) 特性や課題のまとめ

①障がい者本人や介助者の高齢化・介護保険分野との連携について

当事者アンケート調査からは、本町の障がいのある人は約6割が65歳以上となっており、内訳として身体障がいが多く、そのうち介護保険サービスの利用者が2割以上となっています。また、ご本人の等級等の変化や、介助者の高齢化による将来的不安もうかがえます。

今後、介護保険サービスの併用による弊害等がないよう介護保険分野との情報等の連携をとりつつ、あわせて、当事者の自立、地域移行、親亡き後への対応等が図られるよう、各種の障害福祉施策を充実することが求められます。

②サービスや支援について

当事者アンケート調査からは、リハビリや看護、短期入所、グループホーム、移動支援、就労系サービス等を希望する割合が高くなっていました。また、事業者調査では、放課後デイサービスや児童発達支援、行動援護、居宅介護、就労継続支援（B型）等が不足しているサービスとしてあがっていました。

本町は他市と比べてまちの規模が小さいことから、障がい福祉関連の資源も少なく、また、町域の特性上、事業者の新規参入が容易ではないことから、他の市町や圏域内のサービス等を利用している方も少なくありません。

本町ですべての支援やサービスを充実させることは困難ですが、障がいのある人の地域移行や自立した生活を支えるためには、セーフティネットとしての役割を維持し、連携体制や調整機能を整備したり、拡充が可能なサービスの充実を図るなど、優先順位を鑑みて取り組む必要があります。

③情報や相談について

当事者アンケート調査からは、障害福祉関連の情報の入手先については、どの障害種別をみても「町の福祉担当課、町の広報紙」が多くなっています。また、困ったときの相談相手については、「家族」が最も多くなっていますが、「かかりつけ医（お医者さん）」と回答する割合も高くなっていることから、今後も情報提供の充実に努めるとともに、医療分野との連携についても、より充実させていく必要があります。

本町では、機構改革により、令和4年度より自立支援課を設置し、障がい福祉関連へ分野横断的に対応できる体制を構築しています。今後は、より一層体制の強化を図るため、基幹相談等に対応できる人材育成等に取り組む必要があります。

④連携の場について

本町では、小規模自治体としての特性を活かし、一人ずつ丁寧に寄り添えること、また、事業所、行政が顔の見える関係を築きやすいことを念頭に取り組んでいます。そうした側面から、現在、介護保険分野や他の福祉分野、医療分野等との情報の共有や、やり取りは個別に行っているケースが多い状況です。

今後、庁内の関係者のみならず、障がい福祉にかかわる関係者や他分野と連携しながら支援や対応を図ることも想定し、自立支援協議会やサービス等の調整的な会議の場等を新たに設け、個別ケースや困難ケースに対応できる連携体制を整える必要があります。

⑤強みとなっている取組について

本町では、手帳所持者への支援はもちろんですが、手帳がない方への支援も必要となっていることから、ひきこもりや発達障がいのある人への支援の充実に努めています。現状では、「ひきこもり状態にある方への相談支援」「発達障がいのある人に対する支援（療育事業、関係者連絡調整会議、ことばの教室、自立支援ルームの実施など）」に取り組んでおり、ケースによっては、障害福祉分野の支援やサービスにつなげています。

また、地域福祉分野では重層的支援体制による取組も進めており、行政内で高齢者、児童、生活困窮の担当者が政策的な議論や情報共有を行う場を定期的で開催しています。また、障がい分野に留まらない知識やアセスメント力を身に着けるための研修機会を設けています。

障害福祉サービスの面では、共同生活援助の障害福祉サービスに占める割合（整備率）が県内で比較しても高くなっており、そのほか、周知・講演活動や事業者等と連携した事業等に幅広く取り組んでいる作業所もあり、地域密着型、地域貢献型で障がいのある人を支えています。

今後も、こうした強みを活かしながら、継続して体制等を整えるとともに、各関係機関やサービス事業所等とも連携し、より顔が見える支援、伴走支援に取り組むことが求められます。

(2) 計画の基本的な考え方

本計画は、障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針および目標を定めた「第2期竜王町障がい者計画」と整合を図りながら、『本町における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業のサービス量の見込みや、その確保の方策など』を定めた実施計画です。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、障がい者支援に取り組むための仕組みづくりや、サービスの質の向上等に関する取組についても定めます。

こうした背景から、本計画については、目標値の設定等について国や県から指針が示されており、本計画もその内容に沿って策定するものとなっていますが、前述した本町の特長や課題を受け、本計画の期間内に「重点的に推進する取組」を以下の通りにとりまとめました。

本計画では、これらを総合的に推進し、各サービスの基盤整備とともに質の充実に取り組めます。

○連携体制の強化（自立支援協議会の設置）

本町では、これまで一人ずつ丁寧に寄り添いながら、事業所、行政が顔の見える関係を築き、取り組んできましたが、多様化する個別ケースや困難ケースに対応するため、今後より一層、他の関係機関や介護保険分野、教育分野、医療分野等との情報共有や支援調整を図る必要があることから、本計画期間中に「自立支援協議会」の立ち上げを行い、連携体制を強化します。

○障害福祉サービスや支援の充実（放課後等デイサービスの拡充）

今後も障がいのある人が将来にわたって適切な福祉サービスが受けられるよう、他の市町や圏域とも連携して各種のサービスを提供します。本町の資源には限りがあり、すべての支援について充実することはできないことから、本計画期間内では特に、障がい児への支援の拡充を目指し「放課後等デイサービス」の町内での提供が可能となるよう、民間事業者の参入を促し、調整・拡充を図ります。

○強みとなっている取組の継続（発達障がいのある人への支援等）

ひきこもりや発達障がいのある人への支援、また、地域福祉分野による重層的支援体制による取組など、これまで整備・充実に努めてきた方向性を継続し、支援が必要な多様な人々への生活を、地域全体でともに支え合い、安心して暮らせる自立と共生社会の実現を目指します。

第4章 成果目標と障害福祉サービス等の見込量

1. 成果目標（サービス提供体制の達成目標）

（1）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②福祉施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本町の 目標	①地域生活に移行する人数	0人
	②施設入所者数の削減	0人
	参考：令和4年度末時点での施設入所者数	4人

【本町における目標設定の考え方】

本町の令和4年度末時点での施設入所者数は4人となっています。入所者に対しては、入所前からのフォローを行い、入所後の状況についてもモニタリングを進めています。現時点では、本人の様子や本人およびご家族の意思を踏まえると、地域生活への移行は難しいと判断されるため、本町では地域生活移行者数の増加ならびに令和8年度末時点での施設入所者数の削減についての目標値は定めていません。

今後も引き続き、本人の意思を尊重しつつ、地域生活への移行を希望する方に対して適切に支援できる体制づくりに取り組んでいきます。

(2) 地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められているほか、強度行動障害を有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。	
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	
本町の 目標	地域生活支援拠点等の整備	拡充
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備	維持・継続

【本町における目標設定の考え方】

本町では、町内において面的整備での地域生活支援拠点を整備済といえます。各機能の現時点での整備状況は下表の通りですが、将来的には町内での機能整備を目指します。

■本町における地域生活支援拠点5機能について

機能	現状	今後の方向性	内容
①相談	機能あり	拡充	町内で委託実施している障害者地域生活支援センター設置事業、東近江圏域で委託実施している障害者相談支援事業が該当します。今後は、町内での一般相談支援の充実を目指します。
②緊急時の受け入れ・対応	機能あり	拡充	町内で委託実施している障害者地域生活支援センター設置事業、東近江圏域で委託実施しているセーフティネット等サービス事業が該当します。今後は、町内での受け入れ環境のさらなる拡充に努めます。

機能	現状	今後の方向性	内容
③体験の 機会・場	機能あり	拡充	グループホームの体験利用や短期入所が該当します。今後は、町内での受け入れ環境のさらなる拡充に努めます。
④専門的人材の 確保・養成	－	検討	現時点では該当する事業は実施されていません。
⑤地域の体制 づくり	機能あり	拡充	町内法人との定期的な会議を開催しています。今後はより地域の実情に即した支援を展開していくため、町域での自立支援協議会設置に向けた検討を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

国の 目標設定 の考え方	①一般就労への移行者数	
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。	
	ア. 就労移行支援事業	
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	
	イ. 就労継続支援A型事業	
令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。		
ウ. 就労継続支援B型事業		
令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。		
エ. 就労移行支援事業所の割合		
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。		
②就労定着支援事業所利用者数		
令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。		
③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合		
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。		
本町の 目標	①一般就労への移行者数	3人
	ア. 就労移行支援事業	1人
	イ. 就労継続支援A型事業	1人
	ウ. 就労継続支援B型事業	1人
	②就労定着支援事業利用者数	2人
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	—

【本町における目標設定の考え方】

本町の令和 3 年度末時点の一般就労移行者数は 1 人でした。竜王町民のうち、実際に就労支援に関するサービスを利用している方は非常に少ないため、国の指針に基づいた目標を掲げることが適切ではないという考えから、利用者の状況等を踏まえた目標設定としています。なお、就労定着支援を提供する事業所が町内に存在しないため、上掲の目標③「就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合」は定めないものとします。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。		
	②保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。		
	③児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。		
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 およびコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		
本町の 目標	①児童発達支援センターの設置	拡充	
	②保育所等訪問支援の実施	継続 (1か所)	
	③	児童発達支援事業所確保	継続 (圏域にて)
		放課後等デイサービス事業所の確保	拡充 (1か所)
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	継続
コーディネーターの配置		継続	

【本町における目標設定の考え方】

本町では「竜王町ふれあい発達支援センター」に、多機能型（児童発達支援・保育所等訪問支援）の児童発達支援事業所として、『竜王町子ども療育事業所「たっぴー」』を設置しています。地域の実情により児童発達支援センターとしては未設置ですが、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制づくりを継続的に行っていく必要

があります。

また、重症心身障がい児に対応できる児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所、ならびに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置については東近江圏域内において確保されています。

今後は、放課後等デイサービスをはじめとした障がい児支援のためのサービスが町内でも提供できるよう、民間事業者の参入も視野に入れながら、サービス提供体制の充実に取り組みます。また、引き続き、関係機関や近隣市町との連携のもと、既存の体制の維持と強化に向け取組を進めていきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

<p>国の 目標設定 の考え方</p>	<p>相談支援体制の充実・強化等 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。</p>	
<p>本町の 目標</p>	<p>基幹相談支援センターの設置</p>	<p>検討</p>
	<p>訪問等による専門的な指導・助言</p>	<p>検討</p>
	<p>相談支援事業者の人材育成の支援</p>	<p>検討</p>
	<p>相談機関との連携強化の取組の実施</p>	<p>検討</p>
	<p>個別事例の支援内容の検証の実施回数</p>	<p>—</p>
	<p>主任相談支援専門員の配置数</p>	<p>—</p>

【本町における目標設定の考え方】

本町には基幹相談支援センターは設置していませんが、自立支援課に専門職を配置し、総合的な相談支援体制の構築や専門的な助言・指導の実施など、障がいのある人やその家族、支援に携わる方々を支える体制は整備しています。

なお、国が進める包括的な支援体制の整備を受け、本町では独自に重層的な支援体制を構築しており、障害者手帳を取得していない制度の狭間になりやすい方や家族全体が複合的課題を抱えている世帯等へ、丁寧かつ専門的に関わることができる人材、体制づくりを進めています。

基幹相談支援センターそのものの設置については引き続き検討を進めますが、求められる機能については、既存の資源を活用しながら対応していきます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くするための取組など、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	障害福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。	
本町の 目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	継続
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析	継続

【本町における目標設定の考え方】

本町の職員は、県の実施する初任者向け研修等に毎年度参加しています。今後も引き続き、職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果については、現時点では、支給決定が適正なものとなるよう、チェック・分析しており、事業所に対して個別に報告や対応を行っている状況です。本町で暮らす障がいのある人は、基本的には東近江圏域においてサービスを利用しているという実情を踏まえると、町単独ではなく、本町を含めた2市2町での分析や共有が望ましいと考えられるため、圏域での共有体制の構築についても視野に入れながら、実施方法について検討していきます。

2. 活動指標（成果目標達成のために必要なサービス等の見込量）

（1）訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物等の介護を行うサービスのほか、外出時の手助けを行うサービス、自宅での介護と外出支援等を包括的に提供するサービス等が含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人／月	9	8	10	11	12	13
	時間／月	342	313	333	341	362	383
重度訪問介護	人／月	2	2	2	3	3	3
	時間／月	29	25	32	45	45	45
同行援護	人／月	1	1	5	6	6	6
	時間／月	13	5	13	25	25	25
行動援護	人／月	5	6	7	8	9	10
	時間／月	255	304	431	440	455	470
重度障害者等 包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や一人当たりの平均利用時間の推移、事業所の新規開設意向等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果では、身体では高齢者において訪問系サービスの利用意向が高く、療育や精神でも高齢者の利用意向が高くなっていました。

引き続き、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービス利用ができるよう必要なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、事業者に対して提供するサービスの質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、サービス利用や地域の見守り等のサポートによって自立した生活を営むことのできる能力を有した方が、「親亡き後」でも地域生活を希望する場合を想定し、適切にサービスを提供できる体制の整備を進めていきます。

加えて、居宅介護や同行援護、行動援護など、町内での供給が不足している支援については、受け入れ可能事業所に関する情報の集約を進めるとともに、サービス利用者への情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、施設において日中の介護等を行うサービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供するサービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供するサービス、医療機関での機能訓練や看護を行うサービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所するサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人/月	22	18	26	27	28	29
	人日/月	617	586	695	702	728	754
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	3	3	3	3
	人日/月	33	22	23	23	23	23
就労選択支援	人/月	-	-	-	1	1	1
	人日/月	-	-	-	20	20	20
就労移行支援	人/月	1	4	3	4	5	6
	人日/月	38	61	62	64	80	96
就労継続支援A型	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月	74	78	78	78	78	78
就労継続支援B型	人/月	22	21	26	28	30	33
	人日/月	546	567	609	756	810	891
就労定着支援	人/月	1	1	2	3	4	5
療養介護	人日/月	1	1	2	3	3	3
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	3	3	1	4	4	4

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や一人当たりの平均的な利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果をみると、自立訓練や就労系サービスについては、療育で若い世代の利用意向が高くなっています。また、生活介護や療養介護の利用意向については、障害種別を問わず、

年齢が高い方の利用意向が高まっていることがわかります。

一般就労への移行支援については、ハローワークや働き・暮らし応援センターとの連携による就業支援を引き続き行うほか、地域生活を希望する方への職業訓練実施の推進に取り組みます。また、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、町からの物品・役務の調達について優先的かつ積極的に取り組みます。

障がいのある人の雇用促進については、企業のニーズや雇用実態の把握を進めるとともに、事業主に対する理解促進に取り組みます。また、民間企業に対して、作業所への業務委託や発注の協力要請に努めるとともに、作業所で作られた製品の販路拡大に取り組みます。

生活介護については、医療的ケアの必要な重症心身障がい者や重度身体障がい者、強度行動障がい者の日中活動の場として受け入れ体制が確保できるように、支援に必要な人員体制や施設整備のかけ増し分の支援について、国や県に求めるとともに、町としての充実策を検討します。自立訓練のうち、機能訓練については、引き続き県立むれやま荘や県外事業所による支援で対応します。生活訓練については、関係機関と連携を強化し、事業所参入に必要な手立ての検討を始めます。

療養介護については、医療的ケアと常時の介護に対応可能な病院等の情報収集に努め、入所先確保に努めます。

短期入所（ショートステイ）については、特に当圏域で入所施設が少ないことから、短期入所の整備を検討するとともに、高齢障がい者においては、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所など、地域での受け入れ促進を検討します。

(3) 施設系サービス

施設系サービスには、通所によって生活介護や訓練を受けることが難しい方が入所できるサービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス、地域での一人暮らしをきめ細かく支えるサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
施設入所支援	人/月	2	2	2	2	2	2
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	18	16	21	21	21	25
うち精神障がい者	人/月	3	3	4	4	4	6

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果をみると、施設入所支援や共同生活援助については、障害種別を問わず、年齢が高くなるにつれて利用意向も高くなる傾向がみられます。

施設入所支援については、65歳以上の方は介護保険制度の利用が優先されることから、基本的には介護保険制度に基づく施設の利用について調整することとなりますが、ご本人の健康状態やご家族も含めた将来の意向も踏まえながら、県内施設での入所について調整を図り、受け入れ体制の確保に努めていきます。

共同生活援助については、「親亡き後」でも地域生活を支える重要なサービスとなっていることから、利用ニーズに対応できるよう、グループホーム開設事業費の補助について、国や県の制度について情報を提供し、整備の促進を図ります。

(4) 相談支援

相談支援には、障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、サービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行うサービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人/月	39	37	36	38	39	40
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

※計画相談支援は年間件数から月割りした数

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。なお、地域移行支援、地域定着支援については、利用実績はありませんでしたが、今後予想される地域移行のニーズに対応できるよう計画値を設定しています。

相談支援については、一定の質を確保しつつ、提供体制の量的拡大を図っていくことが必要であり、県等が実施する相談支援従事者研修事業の充実を求めながら、より一層相談支援専門員の専門性の強化、ケアマネジント力の質的向上と量的拡大に努めます。加えて、相談支援事業所との連携を深め合い、利用者目線に立った支援に努めます。

また、介護保険の居宅介護支援事業所や既存の障害福祉サービス事業所の相談支援事業への参入を促す相談支援体制強化等の取組など、町内での特定相談支援事業者と障害児相談支援事業者の確保と新規参入を引き続き促します。

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するために、人権啓発セミナーの開催や「障がい者週間」（12/3～12/9）における情報発信など、地域住民等に障がいのある人等に対する理解を深めることを目的とした研修や啓発を行います。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画値の確保策】

より多くの住民や町内企業に啓発し、また障がいのある人の雇用・就労を促進するために、一層の推進が求められます。町内のイベントとの同時開催や町内企業の協力、連携のもとに開催するなど、事業を推進します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、地域における災害対策活動の支援として、災害時要援護者登録を促進しているほか、ヘルプマークやヘルプカードの配布といった、円滑に周囲に援助を求めるための取組など、障がいのある人やその家族、地域の住民等が主体となり、自発的に行う活動や取組を支援しています。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画値の確保策】

自発的活動支援事業については、関係部署や近隣市町と連携し、諸団体へ働きかけながら、実施します。

③相談支援事業（一般相談）

障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等の援助を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者相談支援事業（委託相談支援事業所）	事業所	5	6	6	7	7	7

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職を配置し多職種連携によるチームアプローチやケアマネジメントの手法を確立し、多問題家族や困難ケース、虐待ケース、成年後見サポートや権利擁護等にも対応できるように相談支援機能強化を推進します。

町における発達障害児者相談支援機能については、関係部署との連携と専門職配置の充実に努め、関係者へのコンサルテーションの推進を図るとともに、総合的な支援事業として、普及啓発活動、研修、情報発信等の取組について機能強化を推進します。

また、本町の相談機能を強化するとともに、関係機関等との連絡・調整機能を構築するため、本計画期間中に自立支援協議会の設置を目指します。

あわせて、町の相談支援体制に加え、東近江圏域共同事業として相談支援事業を共同委託していることも踏まえ、本町を含めた2市2町の連携による相談支援事業を利用しやすい体制の整備にも取り組みます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる首長申立による障がいのある人のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立および報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

制度の周知とともに、制度利用が円滑に進むよう各関係機関と連携し、利用促進に向けて取り組んでいきます。また、障がい者本人や家族等から支援が必要な相談に適切に応じ、必要な情報や助言の提供を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人等の権利擁護を図るため、法人後見を検討する団体等に対し支援を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度 法人後見研修	実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【計画値の確保策】

成年後見制度法人後見支援事業については、現在のところ、法人に頼らず、専門機関に依頼して対応できている状況であること、また少数であること等の理由から、実施していません。ただし、障がい特性や受任期間の長期化等の課題があり、将来的には受け皿として必要であることから、市民後見人の人材確保について、検討していきます。

⑥意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのための意思疎通を図ることに障がいのある人等に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者 派遣事業	件／年	21	21	21	25	25	25
手話通訳者 設置事業	延べ人／年	130	121	130	130	130	130

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

意思疎通支援事業を支える手話通訳者、手話奉仕員の人材育成等を求め、派遣事業や設置事業の委託契約を継続し必要な場面での意思疎通保障に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など、日常生活に係る支援用具の給付を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	2	7	0	5	5	5
在宅療養等支援用具	件／年	0	1	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年	30	30	32	33	33	33
住宅改修	件／年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付、情報提供に努めます。

利用者の利便性の向上と自己選択を尊重し、利用者負担の軽減のために、登録業者の拡充と代理受領方式を維持します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の生活および関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話奉仕員 養成講座	受講者数 (人/年)	3	3	2	3	3	3

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

引き続き、聴覚障がいのある人との交流活動の促進の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成研修について、東近江圏域共同事業として計画的な取組を実施し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を支援します。

⑨移動支援事業

一人で外出することが困難な障がい者および障がい児に対して、外出の際の移動を支援することで地域での自立生活や社会参加等を促進します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援	延べ人/年	157	114	84	159	160	162
	延べ時間/年	136	119	151	170	171	173

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や一人当たりの平均的な利用時間の推移等を基に、見込量を算出しました。

今後は、町内事業所や関係機関と協力・連携してサービス適用事業者の拡充にも努めます。

⑩地域活動支援センター事業

精神障がい者など、障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	事業所	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

地域活動支援センターへの通所を希望される障がいのある人の把握に努め、関係機関と連携のうえ、事業を継続します。

また、東近江圏域共同事業として、引き続き本町を含む2市2町での連携による提供体制の維持と強化に取り組みます。



(6) 地域生活支援事業（任意事業）

①日中一時支援

障がいのある人等に日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
日中一時支援事業	延べ人／年	286	207	168	190	190	190

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。現在、町内に日中一時支援事業所がないため、日中一時支援が必要な障がいのある人の把握に努め、事業者の拡充を図るなど、町内で提供できる環境づくりを進めていくとともに、見守りや社会に適應するための訓練等の充実を図ります。

②地域移行のための安心生活支援

町内に居住する障がいのある人等からの様々な相談に応じ、障がいのある人等が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づいて町が実施する相談支援事業および関係行政機関ならびにサービス実施機関等と連携する中で必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利の擁護のために必要な援助を行うなど、本町における障害福祉の拠点として事業所と連携し、障がいのある人等およびその家族の福祉の増進に努めます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域移行のための安心生活支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画値の確保策】

本町では、町内法人への委託のもと、「竜王町障害者地域生活支援センター設置事業」として、緊急時の宿泊や体験的宿泊を提供する居室確保事業、ならびに地域生活を支援するための調整を

図るコーディネート事業を実施しています。

今後も引き続き、関係団体と連携のうえ、事業を継続します。

③レクリエーション活動等支援

障がいのある人等への余暇活動等支援事業を行い、文化活動や障がい者スポーツを通して、障がいのある人等の文化活動振興、体力増強を支援します。また、これらの活動を地域住民との交流の機会とし、共生社会の実現に努めます。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
レクリエーション活動等支援	回/年	0	0	1	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

令和3年度～令和4年度は利用がなく、令和5年度は1回のみ利用実績となっています。

今後も近隣市町や関係団体と連携しながら検討、実施します。

④声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、音声訳のわかりやすい方法により、町の広報を中心に情報を定期的に提供します。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
声の広報等発行事業	回/年	12	12	12	12	12	12

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

ボランティアグループによる協力のもと、定期的に声の広報を発行しています。今後も引き続きボランティアグループとの協働体制を維持し、声の広報を定期的に発行していきます。

(7) 障害児通所支援等

障害児通所支援等には、児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行うサービス、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供するサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人/月(数)	14	8	21	13	12	12
	人日/月	—	—	—	—	—	—
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	—	—	—	—	—	—
放課後等 デイサービス	人/月	14	15	16	17	18	21
	人日/月	132	151	181	192	204	220
保育所等訪問支援	人/月	18	22	18	10	10	10
	人日/月	—	—	—	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	—	—	—	—	—	—

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第2期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や利用日数の推移等を基に（児童発達支援、保育所等訪問支援は実数を基に）、見込量を算出しました。

今後は、放課後等デイサービスをはじめとした障がい児支援のためのサービスが町内でも提供できるよう、民間事業者の参入も視野に入れながら、サービス提供体制の充実に取り組みます。また、引き続き、関係機関や近隣市町との連携のもと、既存の体制の維持と強化に向け取組を進め、サービスを必要とする児童とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(8) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	人/月	4	6	11	11	12	13

※令和5年度は実績見込値

※年間件数から月割りした数

【計画値の確保策】

第2期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。

特定障害児相談支援事業者の拡充に努め、事業者との連携を強化し、サービスの提供を図ります。

(9) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
配置人数	人/年	1	1	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

コーディネーターについては配置済のため、今後はコーディネーターを中心として医療的ケアを必要とする児童への支援体制を強化していきます。

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標でもある「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、関係者によって構成される協議の場の運営のほか、精神障がいを抱える方を支える各種サービスの利用見込みについて、具体的な目標値を定めることが求められています。

【計画値の確保策】

本町では、特段に目標を定めませんが、当事者アンケート調査では、高齢化の傾向があり、身体障がいとなることも予測されることから、高齢者福祉分野（重層的支援体制）とも接点を持ち対応を図ります。

また、精神障がいを抱える方の課題や支援方策について検討や情報共有、協議の場として、また障害種別に限らず、困難ケース等に対応できるよう、関係者との連絡・調整を図るための場として、自立支援協議会の設置を目指します。

(11) 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人およびその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人およびその家族等に対する支援体制を確保することが求められています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	5	0	7	7	7	7
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	4

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

本町では、子どもの特性に合わせた接し方について学ぶペアレントトレーニングを実施しています。また児童発達支援事業所では、保護者自身が発達について学んだり、保護者同士が話す・聴くことを通して、互いに悩みや考えを共有し、支え合いながらつながりを深めていく場として、保護者グループワークを実施しています。

【参考】本町での発達障がいのある人に対する支援について

発達支援に関しては早期発見・早期支援とライフステージを通じた切れ目のない相談支援体制が重要であることから、心身の発達相談や指導、支援について、相談者の発達段階、年齢、生活状況および社会環境に応じて、保健、福祉、医療、教育、就労等における各関係機関が一貫的に連携した、継続的かつ総合的に提供する仕組みを構築し、適切な支援体制を確保することが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
個別相談	人/年	75	90	90	100	100	100
関係機関との連絡調整会議	延べ人/年	280	350	400	400	400	400
ことばの教室（乳幼児・小学校）	人/年	54	48	50	50	50	50
自立支援ルーム（小・中・高・成人）	人/年	24	26	27	30	30	30

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

本町では乳幼児期から学齢期、青年・成人期にわたる多くの方々やその家族の方々に相談支援を行っています。また、それに伴う関係機関との連絡調整会議も行っています。

「個別相談」では、発達相談員が、発達障がいや校園での生活・学習面等の相談、また、ひきこもりや人間関係の困難さからくる生活や就労に関する相談を行っています。

「ことばの教室」では、町内の校園に通う子どもたちが定期的に通室し、言語療法やコミュニケーション力等の専門的な指導を実施しています。

「自立支援ルーム」では、不登校や行きしぶり傾向のある子どもたちや社会に適応しづらい成人の方の支援を行っています。

今後は、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援の体制を見直す中で、各事業における成果や課題を共有し改善を図ることを目指します。

(12) 相談支援体制の充実・強化のための取組

成果目標でもある「相談支援体制の充実・強化のための取組」に関して、基幹相談支援センターあるいはセンターに準じた役割をもつ相談支援体制が担う各機能について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
相談支援専門 員の必要数	人/年	1	1	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

今後も近隣市町や関係機関・事業所を含めて検討を行い、地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組みます。

(13) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標でもある「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関して、障害者総合支援法の理念を理解した行政職員の育成に向けた取組について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害福祉サービス 等に係る各種研修 への町職員の参加 人数	人/年	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

本町の職員は、県の実施する初任者向け研修等に毎年度参加しています。今後も引き続き、職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町等が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。

第5章 サービスの円滑な提供のための取組

1. 相談支援ネットワークの推進

地域における相談支援ネットワークの核として、町域での自立支援協議会設置に向けた検討を進めるとともに、既存の「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」において、障害福祉サービス提供事業所をはじめ、教育、労働、保健、医療、ボランティア団体、権利擁護機関など、多様な社会資源のネットワーク化を図り、それぞれの専門的な立場から障がいのある人の生活全般を支援できる体制づくりを図ります。

また、障がいのある人の視点に立った相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援人材の育成、新たな社会資源の開発や障害者施策への反映等の取組を推進します。

2. ケアマネジメントの仕組みづくり

（1）相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族の様々な相談に一元的に対応し、ニーズに対する迅速な対応を図るため、相談窓口の充実を図ります。

また、解決しにくい複合的なニーズが発生した場合にも対応できるよう相談支援・ケア体制の充実に取り組みます。

（2）ケアマネジメント従事者の確保・育成

障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、ケアマネジメントに従事する人材の確保・育成を図ります。

（3）関係機関・団体が連携したケア機能の強化

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談ができるよう、地域の関係機関・団体が連携した相談支援およびケア機能の強化を図ります。

3. サービスの質向上に向けた取組

(1) サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の資質の向上

障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業者（サービス管理責任者）に対し、滋賀県が実施する養成研修を受講されるよう促します。

児童福祉法に基づく、障害児通所サービス等（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を実施するサービス提供事業者は「児童発達支援管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業者（児童発達支援管理責任者）に対し、滋賀県が実施する養成研修を受講されるよう促します。

(2) 障害支援区分に関する認定審査の質の確保

障害支援区分認定の適正実施のため、認定調査の際に対象者の普段の状態を把握している家族等から聞き取りを十分行い、認定審査会で正確な情報提供に努めます。

(3) 適切なサービス利用計画の作成

障がいのある人の活動や社会参加を促進し、自らの能力を発揮できるよう、サービス等利用計画の充実に向けて、関係機関のネットワークの強化等を図り、障がいのある人を中心とした実施体制となるよう努めます。

(4) 障害福祉サービスに対する評価の実施への働きかけ

障害福祉サービスおよび障害児通所サービス提供事業者にサービス自己評価の実施を働きかけることにより、自ら提供するサービスの質を高め、障がいのある人に良質かつ適正なサービスを提供し、また利用者が適切にサービスを選択できるよう取り組みます。

4. 利用者の権利擁護

(1) 福祉サービス利用者の苦情解決のための対応の周知

福祉サービスの利用に際して、障がいのある人が不利益な扱いを受けた場合の苦情相談の仕組みを整備し、安心してサービスが利用できるよう努めます。

(2) 福祉サービスの利用支援の推進

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知を図り、判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないよう支援します。

(3) 障がいのある人に対する虐待等の防止に向けた取組

障害者虐待防止法を踏まえ、障害や障がいのある人に対する正しい認識や理解を深め、障がいのある人への暴力や虐待行為を予防するため、引き続き人権尊重の視点に立って啓発を推進するとともに、地域の関係者のネットワークを通じて、障がいのある人への虐待の早期発見・早期対策のための知識の普及・啓発、地域での相談支援等に努めます。

5. 障害福祉分野の人材の確保・育成

障害福祉分野における人材確保や人材育成の課題はますます大きくなっています。そのため、必要な研修や福祉教育等の事業を通じて、専門性が保たれるよう人材育成に努めるとともに、人材確保に関しては、国や県、障害福祉サービス提供事業所等とも連携して取り組むこととします。

第 6 章 計画の推進と評価

1. 計画の推進と評価

(1) 計画の普及啓発

町は本計画の基本理念・基本方針を地域住民にホームページ等により正しく周知することに努め、施策の情報提供を通じてサービスの利用促進を図るとともに、本計画の推進に対する地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。

(2) 庁内の推進体制

本計画に基づいて、障がいのある人や子どもが地域で安心して生活をしていくことを支援していくために、福祉分野だけでなく、医療、保健、教育、労働、生活環境、交通、住宅、防災防犯等の多様な分野にわたる施策の展開が必要であり、障がいのある人のすべてのライフステージにおいて、その人を中心に捉えて支援をしていくことが重要です。このため、まずは住民にわかりやすく利用しやすい相談窓口を設置し、当事者をはじめ、ご家族を含めた介助者等のニーズについて把握するとともに、把握したニーズや地域課題に適切かつ迅速に対応するため、庁内の関係各課との連携をさらに強化し、身体・知的・精神の3障害に加え、指定難病や高次脳機能障害、発達障害など、様々な特性の障害に広く対応できるとともに、専門的なケースにも対応できる推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障がいのある人や障害について正しく理解するために、障害者差別解消法を実践し、各主管業務において、社会的障壁が生じていないか、必要かつ合理的な配慮がなされているかを確認して、職務を遂行することができるように、意識の向上と実践に努め、心のバリアフリー化を推進します。

(3) 関係機関・団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策推進のために、国および県の動向を踏まえて、適切な施策展開を図ります。

特に、地域生活の充実策を図るうえで、県と町は対等の立場にあるという認識に立って、協議の場で議論を深め、共同・連携して先進的で有益な施策化に向けて推進します。

また、本計画期間内に自立支援協議会の設置を進め、関係機関と情報共有や政策的な議論を行える体制を構築し、その中で、本計画の進捗の評価、推進、見直し等を行います。

(4) 計画の進捗管理

本計画をより実行性のあるものとするために、各事業を実施した結果どのような成果に結びついたかを、目標値との関連から評価・点検の進捗管理を行います。

なお、成果目標の評価は、本計画の目標年度である令和8年度に実施します。

この計画の進行管理は「PDCAサイクル」による継続的改善の考え方を基本とします。計画（Plan）の推進には、計画の進捗状況（Do）や事業等の効果を評価・点検（Check）していく仕組みが必要であり、庁内の関係各課が連携し、サービスの利用量や地域移行および一般就労等の状況を定期的に評価・点検します。また、評価結果を踏まえて、必要となる対策を講じる（Act）ことで、より充実した障害福祉施策の推進に努めます。



資料編

1. 計画の策定経過

日時	内容
令和5年8月～9月	・アンケート調査の設計、実施等
令和5年10月27日	第1回策定委員会の開催 【議題】(1) 計画策定の概要の説明 (2) 障がい福祉に関する現状の報告 (3) 各種調査の実施概要および集計結果の報告 (4) 策定スケジュールの説明
令和5年11月	・アンケート調査報告書 ・事業者対象調査の実施 ・ニーズ量、必要見込量、目標値等の設定 ・計画骨子案・素案の作成
令和2年12月26日	第2回策定委員会の開催 【議題】(1) 各種調査結果の説明 (2) 計画素案の説明
令和6年1月～2月	・素案の検討 ・概要版の作成
令和6年2月5日 ～2月14日	パブリックコメントの実施
令和6年3月25日	第3回策定委員会の開催 【議題】(1) パブリックコメント実施結果の報告 (2) 第2期竜王町障がい者計画の期間延長について (3) 計画最終案の検討

2. 竜王町障害福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

役職	組織	氏名	所属等
第1号委員	行政	井上 広法	滋賀県東近江健康福祉事務所
第2号委員	権利擁護 サービス提供事業所	真鍋 崇	社会福祉法人 竜王町社会福祉協議会
第2号委員	サービス提供事業所	島田 和典	社会福祉法人やまびこ福祉会
第2号委員	相談支援事業所	藤宮 祐憲	社会福祉法人蒲生野会 東近江地域障害者生活支援センター 桜川
第2号委員	相談支援事業所	大澤 充	社会福祉法人きぼう 地域生活支援センター ふらっと
第3号委員	子育て支援学童代表 相談支援事業所	小川 岳彦	NPO 法人竜王子育てネットワーク 相談支援事業所コトノハ
第3号委員	企業	瀧本 英司	滋賀積水樹脂株式会社
第3号委員	家族代表	西村 明夫	NPO 法人 外出支援ボランティア スマイル
第3号委員	家族代表	古株 鉄也	
第3号委員	住民代表	吉田 尚子	

3. 竜王町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日告示第 60 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 72 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 84 号

(設置)

第 1 条 障害者が地域においていきいき暮らせる社会の実現をめざして、本町における障害福祉対策および障害者福祉サービスのあり方についてその調査研究を行うため、竜王町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行い、町長に提言する。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (3) その他関連施策で必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 委員会に会長および副会長をおく。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会長は、委員会に諮って、会議を公開することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係者および専門家の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は委員をもって組織し、部会長および副部会長は、当該部会を構成する委員の互選により、これを定める。

3 部会長は、部会における調査研究等の経過および結果を会議に報告するものとする。

(顧問および参与)

第7条 委員会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、町長が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、自立支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日告示第72号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日告示第84号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

4. 用語解説

あ

◆医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

◆インクルージョン

「包括的な」「包み込む」という意味。介護や障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。社会的包摂ともいう。

か

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障がいのある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

◆強度行動障がい

自身の身体や他人への危険な行動等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

◆合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、適度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ

◆災害時要援護者

災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や高齢者等で、同居親族等による避難支援が受けられず、現に避難支援が必要な人。

◆児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

◆障害福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等

給付サービス」がある。

◆自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障害福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関、行政等で構成する協議会。

◆成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

た

◆地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。

◆地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村や都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。

◆地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

な

◆ノーマライゼーション

1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人や高齢者等社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきノーマル（正常）な姿であるとする考え方。またその実現に向けた運動や施策等も含まれる。

は

◆発達障害

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障害、学習症（LD）、注意欠陥多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◆バリアフリー

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営むうえでの様々な障壁（バリア）となるものを取りのぞくこと。

◆ピアサポート

医療・心理・福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安等を共有する仲間（ピア）の間で、相互的に助け合うこと。

◆ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングのこと。

◆ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、プログラムのこと。

◆ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報の提供等を行う。

ら

◆リハビリテーション

障がいのある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけでなく、障がいのある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方。

**第7期竜王町障がい福祉計画
および第3期竜王町障がい児福祉計画**

発行日：令和6年3月

発行：竜王町 自立支援課 障がい福祉係

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

TEL：0748-58-5323 FAX：0748-58-5324